

## 法定相続情報一覧図の必要書類【一覧表】

区分	書類名	詳細・備考
被相続人 (亡くなられた方)	戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍	出生から死亡までの連続したもの
	住民票の除票 (または戸籍の附票)	本籍地の記載のあるもの
相続人	戸籍謄本 (または戸籍抄本)	法定相続人全員のもの 被相続人が亡くなった後に取得が必要
	住民票 (または戸籍附票)	相続人の住所を記載したい場合
その他	法定相続情報一覧図	申出人が作成
	申出人の氏名住所を確認することができる公的書類	• 運転免許証（表裏）のコピー ※原本に相違ない旨を記載し申出人の記名が必要 • マイナンバーカード（表面）のコピー ※原本に相違ない旨を記載し申出人の記名が必要 • 住民票
	委任状	代理で親族や司法書士が手続きする場合

不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください 【**相談無料**】

**司法書士法人 不動産名義変更手続センター**

**0120-670-678**

電話相談受付時間：9:00～18:00 (土日祭日を除く)

<https://www.meigi-henkou.jp/>